

## ◆予算額（令和4年度予算額）

※ こども家庭庁  
移管分を除く。 1兆9,212億円



## （令和5年度予算案）

2兆0,157億円(+944億円、+4.9%)

### 【令和5年度予算案の主要課題】

- ・ 障害者に対する良質な福祉サービスの確保
- ・ 地域生活支援事業等の着実な実施
- ・ 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費）
- ・ 障害者に対する就労支援の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

※ 障害児への支援については、こども家庭庁へ移管。

### 【主な施策】 ※（ ）内は令和4年度予算額

#### （1）良質な障害福祉サービスの確保 1兆4,572億円（1兆3,704億円）

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。

※上記1兆4,572億円の内数に「障害福祉の現場で働く人々の収入の引き上げ実施分」を含む。

（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業） 令和4年度補正予算：36億円

新型コロナウイルスの感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等が関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援態勢やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

#### （2）地域生活支援事業等の着実な実施 507億円（506億円）

意思疎通支援や移動支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の着実な実施を図る。

### (3) 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備（施設整備費） 45億円（45億円）

地域移行の受け皿としてのグループホームや生活介護等を行う日中活動系事業所等の整備促進を図る。

#### （社会福祉施設等施設整備費補助金） 令和4年度第二次補正予算：99億円

- ・ 障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業  
障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。
- ・ 障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業  
障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

### (4) 障害者に対する就労支援の推進 7.8億円（7.8億円）※一部再掲

重度障害者に対する就労支援について、雇用施策と連携して引き続き実施するとともに、働く障害者の生活面の支援ニーズに対応できるよう障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所への助言等を行うことなどにより、地域の就労支援ネットワーク強化を図る。

#### （就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業） 令和4年度補正予算：0.4億円

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることが重要である。多機関連携の在り方などをはじめとした各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集する。

### (5) 障害者等の自立・社会参加支援の推進 16.9億円（15.2億円）※一部再掲

障害者等の自立・社会参加支援を一層推進するため、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援等による情報・意思疎通支援の充実、地域における障害者の芸術文化活動への支援、障害者自立支援機器の開発支援や補装具装用訓練等を提供する機関の普及などの取組を推進する。

### (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 7.6億円（8.0億円）※一部再掲

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。

## **(7) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (9.5億円)**

依存症対策の全国拠点において、オンライン等を活用した人材養成や調査研究に取り組む。また、都道府県等において、依存症対策についての人材養成や医療・相談支援拠点を整備するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携を推進し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体を支援する。

## **(8) 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 8.1億円 (8.1億円)**

地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化することで、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進や関係機関によるネットワークの構築等を図り、地域支援機能を強化する。また、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことと目的としたペアレントメンターの養成や、家族のスキル向上を目的としたペアレントトレーニングの実施等の家族支援事業等を実施する。

※ 令和4年度第二次補正予算においては、上記事業の他、障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援等を実施

## **【参考】 こども家庭庁へ移管する主な事業・予算 4,745億円の内数 (4,322億円)**

### ○ 良質な障害児支援の確保

- ・ 障害児が身近な地域で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費を確保する。

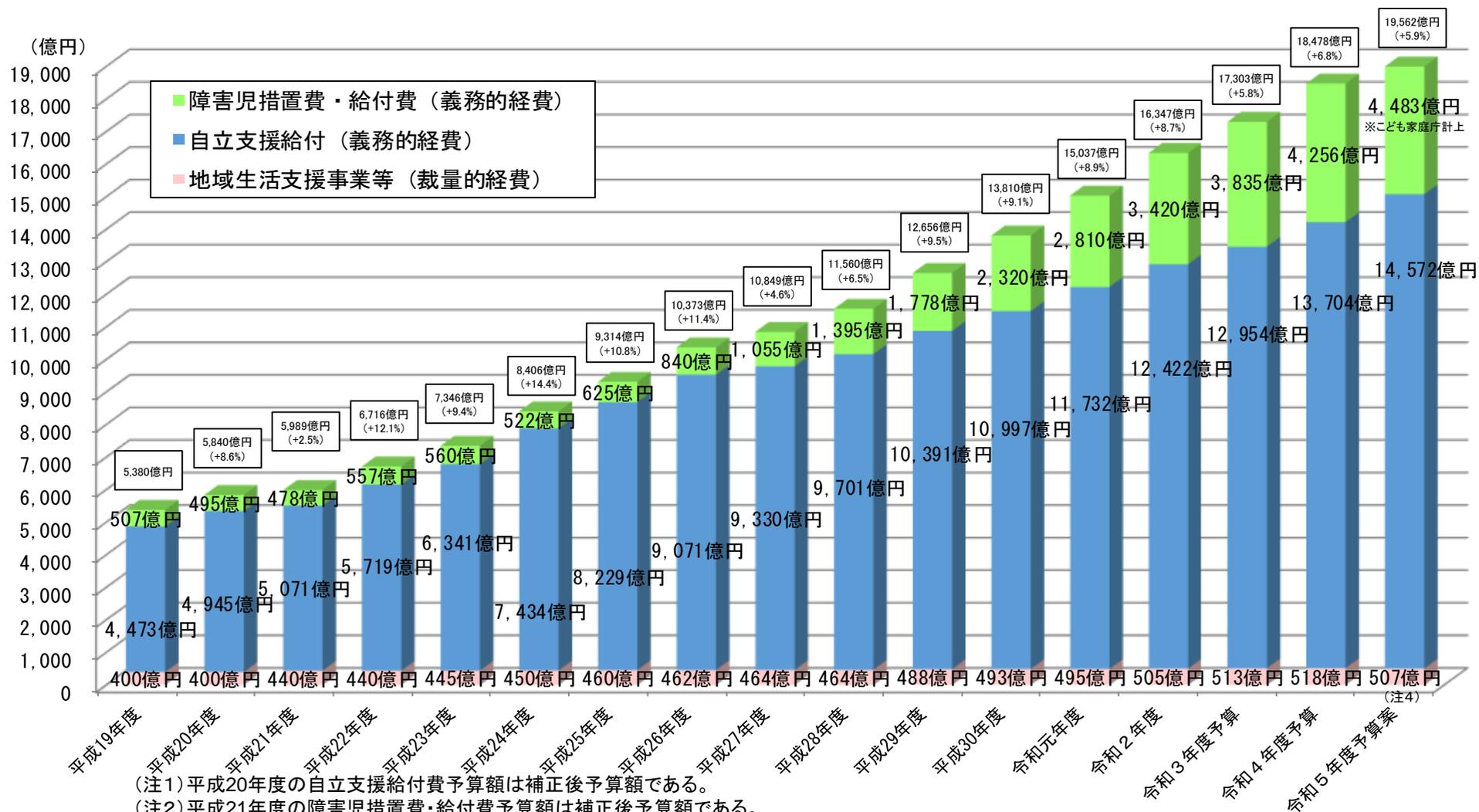
### ○ 障害児支援体制の強化

- ・ 児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。
- ・ 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。
- ・ 聴覚障害児支援のため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能の整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を引き続き提供する。

# 參考資料

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

(注4) 令和5年度予算案の地域生活支援事業等の予算案については、こども家庭庁移管分を除く。

※ 令和4年度のこども家庭庁移管分を除いた地域生活支援事業等の予算は506億円。

# 令和4年度障害福祉サービス等報酬改定による処遇改善

## 1 事業の目的

令和5年度当初予算案 248億円（103億円）※（）内は前年度当初予算額

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降の処遇改善については、臨時の報酬改定を行い、新たに「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を創設し、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じており、令和5年度も引き続き当該措置を継続する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ◎ **加算額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。  
対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

### ◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。  
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

### ◎ 対象となる職種

- ・ 福祉・介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

### ◎ 申請方法

各事業所において、都道府県等に福祉・介護職員とその他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。  
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

### ◎ 報告方法

各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。  
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

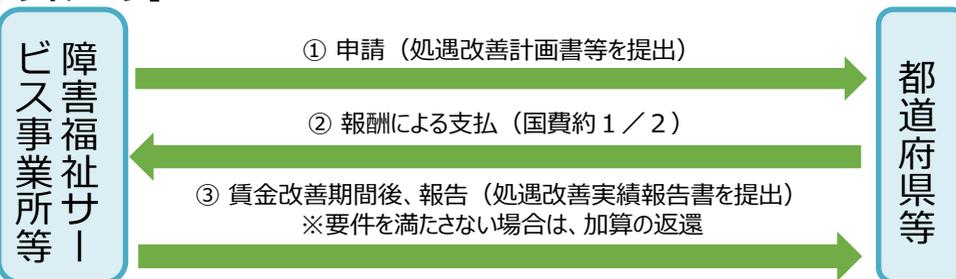
### ◎ 交付方法

対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払（国費約1/2：248億円（令和5年度分））。

### ◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 申請は、令和5年2月に受付、4月分から毎月支払（実際の支払は6月から）
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

### 【執行のイメージ】



# 地域生活支援事業等補助金

令和5年度概算要求額 **507**億円 (506億円) ※()内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 447.5億円 (446.6億円)
- 地域生活支援促進事業 59.4億円 (59.2億円)

※1 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業(障害分:基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。)の対応分を含む。  
 ※2 こども家庭庁への移管事業を除く。

## 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 地域生活支援事業

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条) (※統合補助金)

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

**[補助率]**

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

**[主な事業]**

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

### ○ 地域生活支援促進事業 (平成29年度創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業(特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。)

**[補助率]**国1/2又は定額(10/10相当)

**[主な事業]**発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

**<事業実績>**

1,726市町村、47都道府県(1,729市町村、47都道府県)

※ 令和2年度実績ベース、括弧は令和元年度

**[令和5年度拡充内容]**

- 地域生活支援事業
  - ・ 意思疎通支援事業等の充実
  - ・ 法人後見養成研修事業、成年後見制度利用支援事業の充実
- 地域生活支援促進事業
  - ・ 入院者訪問支援事業の創設
  - ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業の創設
  - ・ 障害者ICTサポート総合推進事業の拡充
  - ・ 身体障害者補助犬育成促進事業の拡充
  - ・ 工賃向上計画支援等事業の拡充

**[こども家庭庁への移管]**

以下の事業について、こども家庭庁へ移管する。

**(移管対象)**

- ・ 地域生活支援事業：地域障害児支援体制強化事業(児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員整備を廃止・統合強化)
- ・ 地域生活支援促進事業：医療的ケア児等総合支援事業、聴覚障害児支援中核機能モデル事業

**[その他]**

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業について、創設から5年間実施し、取組が概ね地域で定着したことから、地域生活支援事業へ移行する。

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和5年度当初予算案 45億円 (45億円) ※ ()内は前年度当初予算額  
※令和4年度第二次補正予算額 99億円

## 1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

## 2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。



## 3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連

救護施設、厚生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 売春防止法等関連

婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

## 4 事業実績

実施自治体数：107都道府県市（100都道府県市）

※令和4年度内示実績、括弧内は令和3年度当初内示実績

## <対象施設>

### <障害者総合支援法上のサービス>

- 日中活動系：
  - 短期入所（ショートステイ）
  - 療養介護
  - 生活介護
- 居住支援系：
  - 自立生活援助
  - 共同生活援助（グループホーム）
- 訓練系・就労系：
  - 自立訓練（機能訓練）
  - 自立訓練（生活訓練）
  - 就労移行支援
  - 就労継続支援（A型＝雇用型）
  - 就労継続支援（B型＝非雇用型）
  - 就労定着支援
- 施設系：
  - 施設入所支援
- 相談系：
  - 相談支援事業所

### <その他>

- 保護施設：
  - 救護施設
  - 更生施設
  - 授産施設
  - 宿所提供施設
- 追加** 婦人保護施設等：
  - 婦人保護施設
  - 婦人保護所一時保護施設
- 身体障害者社会参加支援施設：
  - 補装具製作施設
  - 盲導犬訓練施設
  - 視聴覚障害者情報提供施設
- その他：
  - 社会事業授産施設
  - 福祉ホーム
  - 応急仮設施設
  - 日常生活支援住居施設
  - 無料低額宿泊所

こども  
家庭庁

移管

### <児童福祉法上のサービス>

- 障害児通所支援：
  - 児童発達支援センター
  - 児童発達支援
  - 放課後等デイサービス
  - 居宅訪問型児童発達支援
  - 保育所等訪問支援
- 障害児入所支援：
  - 障害児入所施設

# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 7.7億円（7.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

## 2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

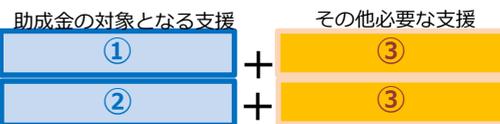
- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

## 3 事業のスキーム

### <連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者 ※ 1

職場等における支援
通勤支援



B 自営等で働く者 ※ 2

職場等における支援
通勤支援

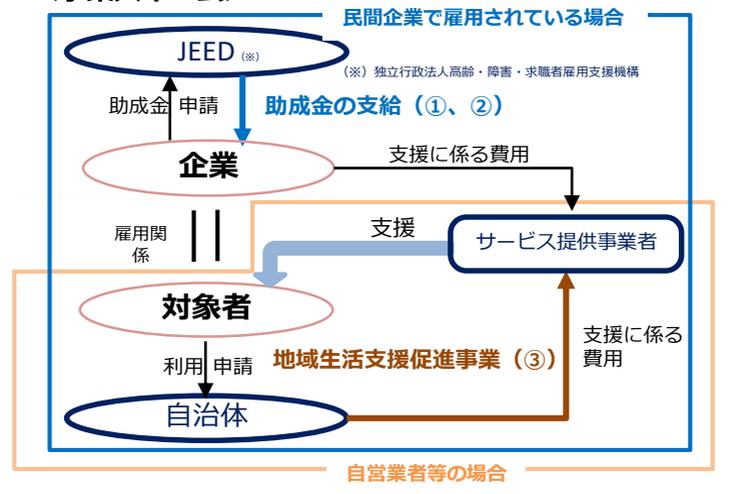


※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（3ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

### <事業スキーム>



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

## 5 事業実績

- ◆ 実施自治体数：26市区町村、利用者92人（14市区村、利用者46人）

※ 障害福祉課調べ（令和4年10月1日時点）  
括弧は令和3年度実績

# 定着支援地域連携モデル事業

令和5年度当初予算案 17百万円 (17百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

地域における障害者の就業に伴う生活面の支援ニーズへの対応力を向上させるため、障害者就業・生活支援センターによる地域の就労定着支援事業所に対するスーパーバイズや、困難事例に対する個別支援等の取組を通じた課題の把握や取組事例の収集を行い、他の就労支援機関への情報共有・普及啓発を実施することで、地域の就労支援ネットワークの強化を図る。

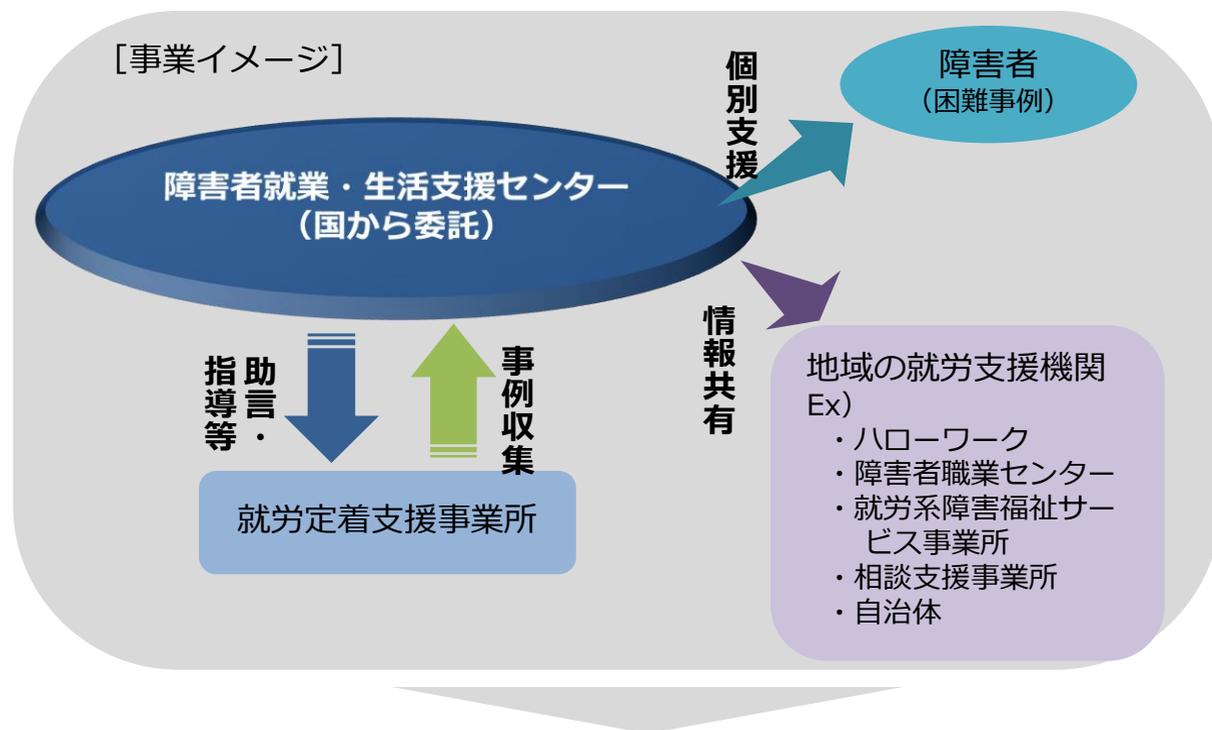
## 2 事業の概要・スキーム

### 実施主体

障害者就業・生活支援センターを運営している社会福祉法人等

### 事業内容

- 地域の就労定着支援事業所への助言・指導等
- 困難事例に対する個別支援の実施
- 就労定着支援事業所の取組事例の収集
- セミナー等における取組内容の周知、啓発



# 障害者の芸術文化活動に関する予算（厚生労働省）令和5年度当初予算案

## 1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和5年度当初予算案 3.0億円（3.0億円）

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)、(3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額（10/10相当）

※令和5年度の拡充内容

支援センターのネットワーク機能を強化するため、都道府県内の障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて相談や専門的知見によるアドバイス等の支援を行う職員を支援センターに配置し、アウトリーチによるきめ細かな対応を行う。

## 2. 障害者芸術・文化祭の開催

### (1) 全国障害者芸術・文化祭（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 0.7億円（0.7億円）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

※令和5年度は石川県で開催

### (2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（地域生活支援事業）

令和5年度当初予算案 507億円の内数（506億円の内数）

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 定額（10/10相当） (2) 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く）1/2以内

情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

○障害者のICT機器等の利用促進等 10.5億円（9.0億円）

- ・障害者ICTサポート総合推進事業 ※507億円の内数  
障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営等を実施。  
※ 令和5年度より、実施自治体の拡充等を推進。
- ・障害者等のICT機器利用支援事業  
自治体が設置するサポートセンターの活動を支援する連携事務局の設置。
- ・視聴覚障害者情報提供施設の運営  
視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴覚障害者情報提供施設を運営。  
※ 令和5年度より、情報化管理費を拡充。
- ・視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営支援
- ・障害者自立支援機器等開発促進事業  
障害者の自立支援機器の開発など、企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。

○日常生活用具給付等事業 507億円の内数（506億円の内数）

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

○意思疎通支援事業等の推進 507億円の内数（506億円の内数）

- ・意思疎通支援事業等  
意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を実施。  
※ 令和5年度より、実施自治体の拡充等を推進。
- ・意思疎通支援従事者の質の向上  
意思疎通支援に携わる者のスキルアップ研修等を実施。
- 意思疎通支援従事者の確保 2.3億円（2.2億円）
  - ・若年層の手話通訳者養成モデル事業  
大学生等を対象とした手話通訳講座等を実施することにより、人材確保の裾野の拡大を目指す。  
※ 令和5年度より、講座実施大学数を拡充。
  - ・意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成  
各自治体を実施する意思疎通支援従事者の養成研修で必要な指導者の養成。
  - ・意思疎通支援従事者の確保事業  
主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

# 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

## 目的 (1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

## 基本理念 (3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う (デジタル社会)

## 関係者の責務・連携協力・意見の尊重 (4条～8条)

- 国・地方公共団体の責務等 (4条)  
※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務 (5条)
- 国民の責務 (6条)
- 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力 (7条)
- 障害者等の意見の尊重 (8条)

## 基本的施策 (11条～16条)

### (1)障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置 など

### (2)防災・防犯及び緊急の通報 (12条)

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

### (3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

### (4)障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14条)

- 国・地方公共団体について
- ① 相談対応に当たっての配慮
  - ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

### (5)国民の関心・理解の増進 (15条)

機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

### (6)調査研究の推進等 (16条)

障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

- 障害者基本計画等 (障害者基本法) に反映・障害者白書に実施状況を明示 (9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等 (10条)

※施行期日：令和4年5月25日

# 補装具装用訓練等支援事業

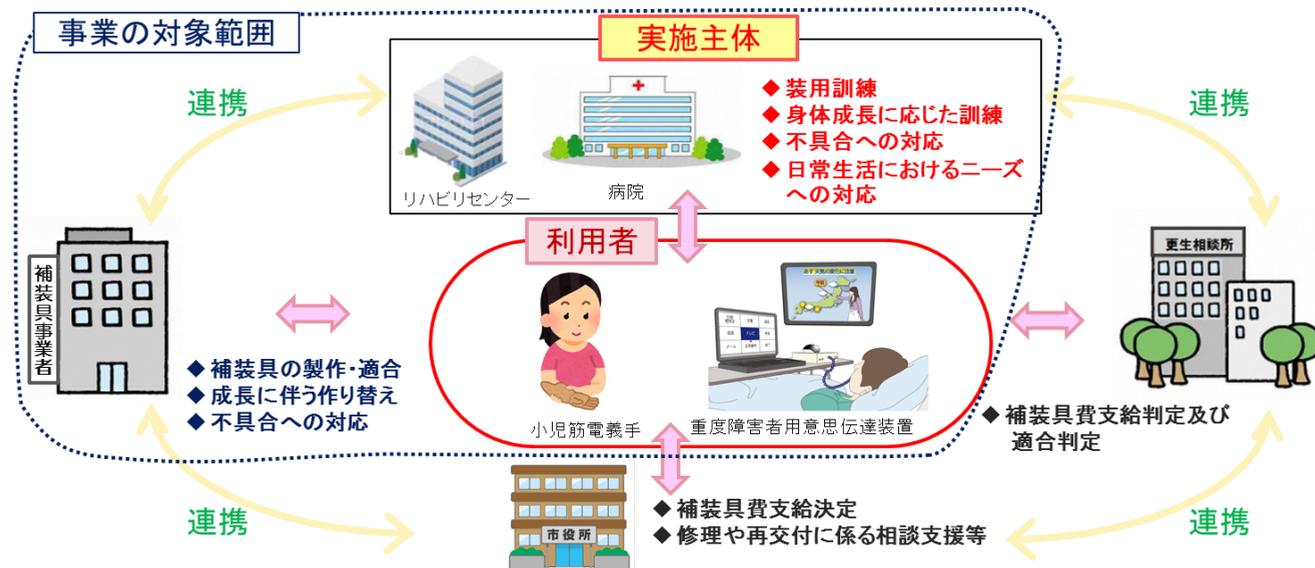
令和5年度当初予算案 35百万円（令和4年度予算 31百万円）

## 【事業の目的】

- 補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定に至る。この間の装用訓練に用いる機器（補装具）は、健康保険や補装具費としても対応されていない現状があり、当該機器は病院やリハビリ施設、補装具事業者の持ち出しに依存している現状がある。
- 補装具の装用訓練等を提供できる病院やリハビリ施設が所在する地域にお住まいの障害者・児だけでなく、必要なサービスを提供できる病院やリハビリ施設の拡大に向けた取組を実施する。

## 【事業の概要・補助上限額・実施主体】

- 事業の概要：小児筋電義手および重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給申請に向けた装用訓練やフォローアップを図るための機器の購入（レンタル）や知識・技術を身につけるために必要な研修等に係る費用について財政支援を実施。
- 補助上限額：5,000千円
- 実施主体：補装具の装用訓練やフォローアップの推進に取り組む病院等を設置する都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、医療法人、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体。



① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度予算案：603,031千円（令和4年度予算額：669,312千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和5年度予算案：39,114千円（令和4年度予算額：39,114千円）

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

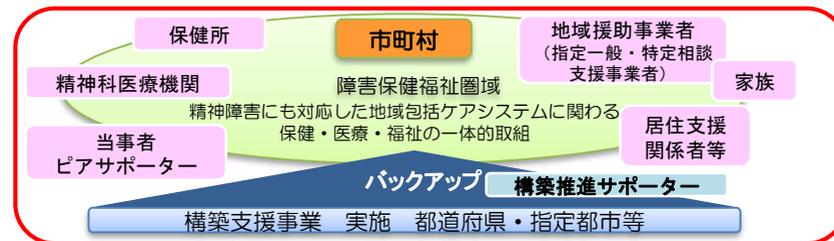
① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



◆個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

【目的】 都道府県等における訪問支援体制の構築

【実施主体】 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

【補助率】 1/2

【財源措置】 ・ 会議の設置に係る経費

・ 訪問支援員に対する研修経費

・ 訪問支援員の派遣に係る経費

※地域生活支援促進事業に新たなメニューとして追加

訪問支援員を希望

訪問支援員を派遣

訪問支援員の役割

- ・ 精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く
- ・ 必要な情報提供を行う

訪問支援の仕組みを説明

市町村長同意による入院患者等

病院

都道府県等

事務局

- ・ 訪問支援員に対する研修
- ・ 訪問支援員選任に関する事務
- ・ 派遣に関する事務等

# 心のサポーター養成事業

令和4年度予算額  
28百万円

令和5年度予算案  
28百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

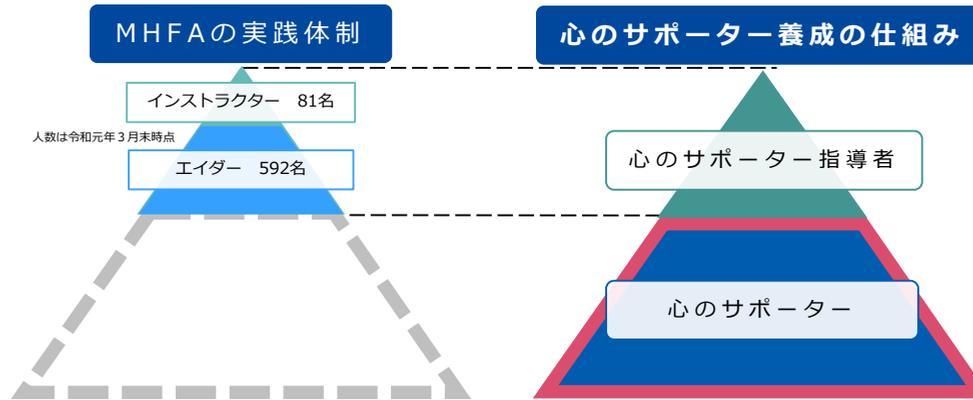
※メンタルヘルス・ファーストエイド (MHFA) の実践体制

## ◆インストラクター

2日間の指導者研修を受講  
(研修のコツと実際・模擬研修・評価とフィードバック)

## ◆エイダー

2日間のMHFA実施者研修を受講  
(MHFAの基本理念・うつ病・不安障害・精神病・依存症等への対応)



※心のサポーターの養成体制

## ◎心のサポーター指導者

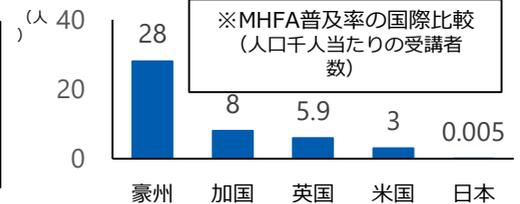
- MHFAのインストラクター及びエイダーであること
- 2時間の指導者研修を受講

## ◎心のサポーター

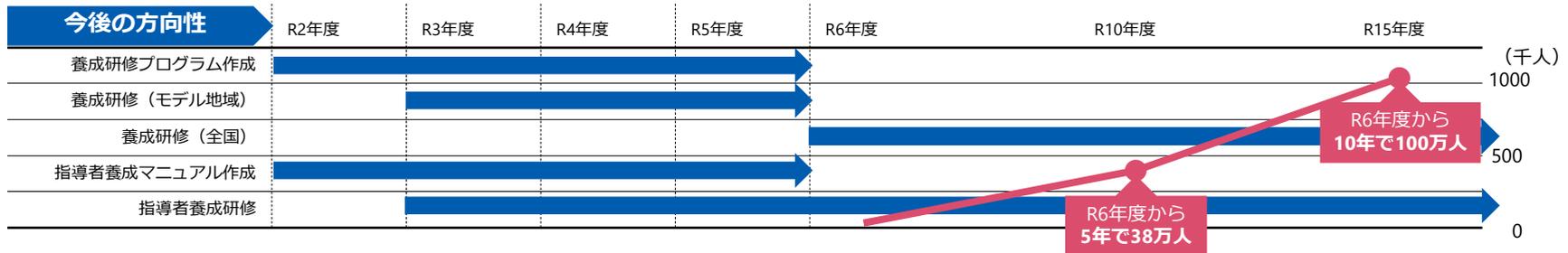
2時間の実施者研修を受講

## 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)  
⇒ MHFAの考え方に基づいた、**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**(座学+実習)



## 今後の方向性



# 依存症対策の推進にかかる令和5年度予算案

## ①地域における依存症の支援体制の整備

5.3億円（6.0億円）

都道府県・指定都市等において、人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

## ②依存症民間団体支援

39百万円（39百万円）

依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援する。

## ③全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

53百万円（1.1億円）

依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等についてオンライン等を活用した指導者の養成や情報発信等を行い、依存症治療・支援体制の整備を推進する。

## ④依存症に関する調査研究の実施

1.7億円（1.4億円）

依存症の実態解明等に関する調査研究に加え、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく、精神保健医療分野におけるギャンブル等依存症の実態把握や、ゲーム障害に関する知見の集積を図るなどのため、必要な調査研究を実施する。

## ⑤依存症に関する普及啓発の実施

50百万円（78百万円）

依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるためにオンライン等を活用して普及啓発を実施する。

## ⑥アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援

地域生活支援事業等の内数

地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、令和4年度予算において、発達障害者地域支援マネジャーの体制強化として、全ての都道府県・指定都市で2名のマネジャーを配置し、困難事例への対応促進等を図ったところであり、令和5年度においても引き続き地域支援機能の強化を進める。

## 都道府県・指定都市

### 相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
  - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
  - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）
- 発達障害者地域支援マネジャー
  - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進（主に発達障害者支援センターへ配置）
 →体制の強化による困難事例等への対応促進



### 発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
  - ※年2～3回程度開催

### 研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
  - ・ペアレントトレーニング
  - ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
  - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
  - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
  - ・M-CHAT、PARS-TR 等



連携

派遣・サポート

連携

展開・普及

## 市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進

- ・人材確保／人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



# 発達障害児者及び家族等支援事業（地域生活支援促進事業）

令和5年度当初予算案 1.6億円（1.6億円）※（）内は前年度当初予算額

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**

## ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

## 家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

## ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

## その他の本人・家族支援事業



- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等

## 発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等



(参考)こども家庭庁へ移管する主な事業

# 地域障害児支援体制強化事業

令和5年度当初予算案 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（202億円の内数）※（）内は前年度当初予算額  
 （現行の地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」を再編・統合）

## 1 事業の目的

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）に向けて、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

## 2 事業の概要

### ① 児童発達支援センターの機能強化等

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

※施行は令和6年4月であるが、これらの機能発揮のためには地域との関係性の構築など準備期間を要することから、令和5年度より、既存事業を再編・統合し、できる限り児童発達支援センターの機能強化へ財源を集約。

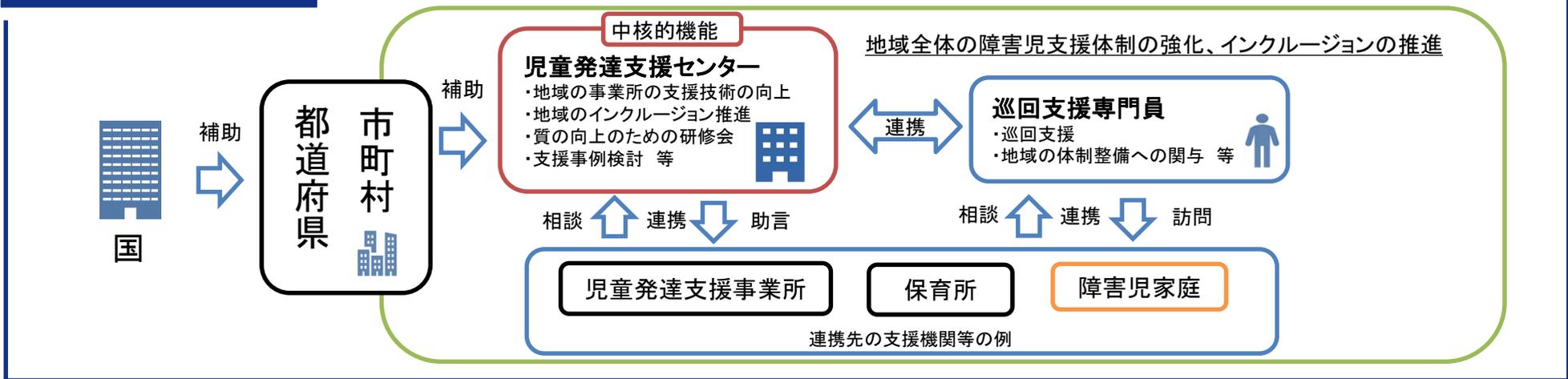
※なお、本事業はこれらの機能発揮のために必要となる人材等のうち個別給付の対象とならない範囲をカバー。

### ② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保

## 3 事業のスキーム



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4 又は、国 1 / 2、都道府県 1 / 2

# 医療的ケア児等総合支援事業

令和5年度当初予算（案） <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（4億円）

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

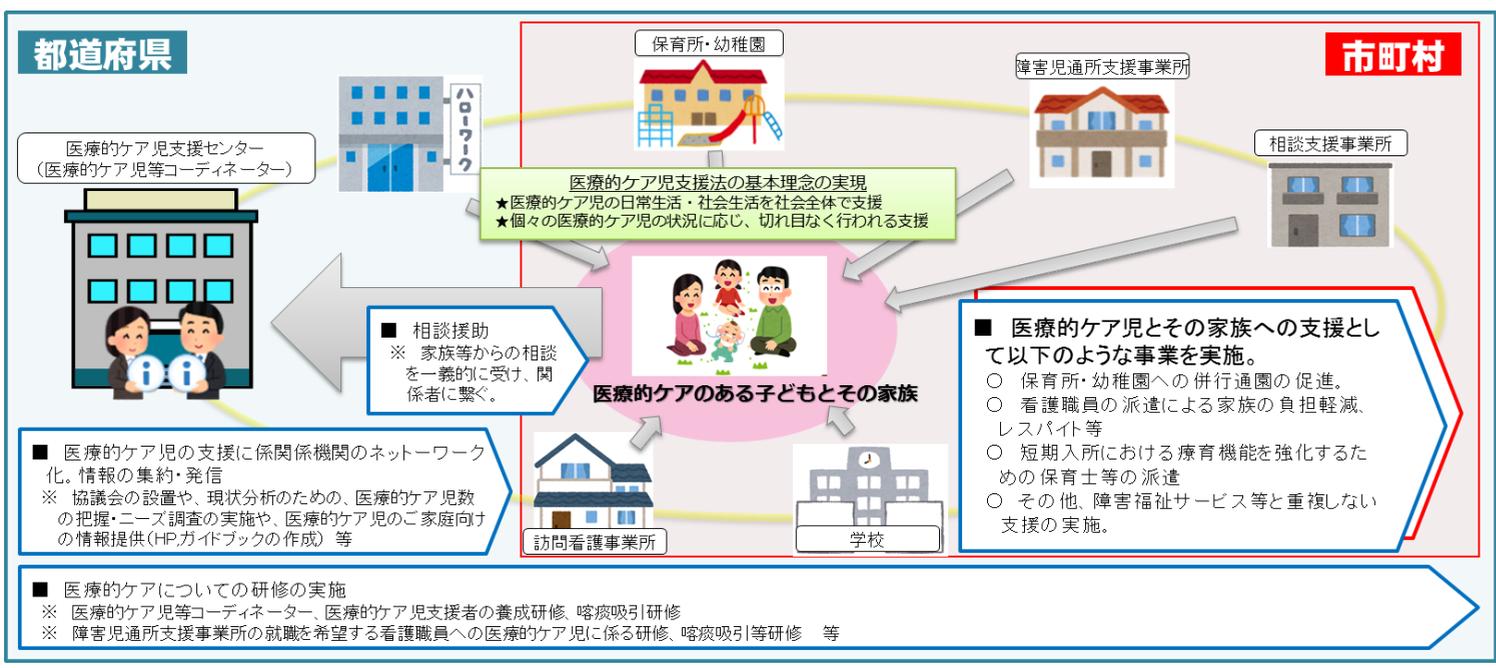
## 1 事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

## 2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

## 3 事業のスキーム



## 4 実施主体等

- ◆ 実施主体  
：都道府県・市町村
- ◆ 補助率  
：「医療的ケア児等コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2  
上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

# 聴覚障害児支援中核機能モデル事業

令和5年度当初予算案 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(仮称)> 208億円の内数 (1.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

## 1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

## 2 事業の概要

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催

## 3 事業のスキーム・実施主体等

